

○南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費  
補助金交付要綱

〔平成20年3月18日〕  
要綱第2号

改正 平成27年 3月 6日要綱第1号

南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成5年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、各家庭から生ごみとして排出される厨芥類等（以下「生ごみ」という。）を、生ごみ堆肥化容器又は電動生ごみ処理機（以下「容器等」という。）によって堆肥化し、菜園等での使用による生ごみの減量化を図るため、この容器等の購入設置者に対し、その購入費用の一部に南空知公衆衛生組合が、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 生ごみを土中の微生物の働きによって分解し、堆肥化する容器で、土の上に据えるもの（容量が100リットル以上のものに限る。）をいう。
- (2) 電動生ごみ処理機 生ごみを機械的に処理し、減量化又は堆肥化する「乾燥型」又は「微生物分解型」の電動式処理機（生ごみを粉碎処理し、下水道等に排出するものを除く。）をいう。

（補助金の交付対象者）

**第3条** この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 組合区域内に居住している者。ただし、事業所等は除くものとする。
- (2) 購入した容器等の設置及び生産された堆肥を使用する土地を所有又は借地している者
- (3) 購入した容器等を直ちに設置し、適正に維持し、管理ができる者

2 前項のほか、組合長が特に認めた者とする。

（補助の対象数量及び補助額）

**第4条** 補助金の交付対象は容器等のみとし、薬品等の附帯物は対象外とする。

2 補助の対象数量及び補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ堆肥化容器 1世帯につき3個までとし、購入価格の2分の1以内の額とし、3,500円を限度とする。（1世帯につき1の年度に3個を補助対象とすることはできない。）

(2) 電動生ごみ処理機 1世帯につき1台とし、購入価格の2分の1以内の額とし、25,000円を限度とする。

(3) 前号の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 同居世帯は1世帯とみなすものとする。ただし、組合長がやむをえない理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の補助は、第2条各号の種別を1の年度に重複して受けることはできないものとする。

（販売の登録）

**第5条** 容器等を販売しようとする者（以下「販売業者」という。）は、組合長に販売の登録を申請し、承認を得るものとする。

（補助金交付申請書及び補助金交付決定通知書）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「購入希望者」という。）は、生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書（様式第1号）を組合長に提出するものとする。

2 組合長は、申請の内容を審査のうえ、当該年度予算の範囲内で、補助金交付決定通知書（様式第2号）を発するものとする。

（容器等購入と補助金受領の委任）

**第7条** 購入希望者は、補助金交付決定の通知を受けた日から、1箇月以内に販売業者に対し、購入の申し込みをするものとする。

2 購入希望者は、販売業者より容器等を受領する際に、補助金交付決定通知書及び受領書（様式第3号）を提出するものとする。

3 購入希望者は、委任状（様式第4号）により、当該販売業者に当該補助金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

（補助金交付請求の手続き）

**第8条** 前条第3項に規定する委任を受けた販売業者は、補助金交付対象者一覧表（様式第6号）及び請求書（様式第5号）に定める書類を添付し、組合長に請求するものとする。

（補助金の交付）

**第9条** 組合長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、これを審査し、適正と認めるときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還命令）

**第10条** 組合長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第7章 業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱）

様式第1号（第6条第1項関係）

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

私は、この度南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第2条の規定に基づく、生ごみ堆肥化容器等を購入したいので、同要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

補助金申請額	金 円		
種 別 等	<input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化容器（容 量 <small>リットル</small> ） <input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機（処理能力 <small>kg/回</small> ）		
購入機種等	メーカー		
	形 式	製 品 名	
処 理 方 式		<input type="checkbox"/> バイオ <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※電動生ごみ処理機のみ記入	
購 入 者	住宅形態	<input type="checkbox"/> 一戸建	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	家族人数	人	
販 売 店 名			
購 入 価 格	円		

※ 太枠内のみ記入して下さい。

様式第2号（第6条第2項関係）

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

南空知公衆衛生組合長 印

年 月 日付けで申請のあった、生ごみ堆肥化容器等購入費に対する補助金は、審査の結果交付することに決定したので、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

- 1 補助金の額 一金 円
- 2 種 別 等
- 3 購 入 先

様式第3号（第7条第2項関係）

受 領 書

年 月 日生ごみ堆肥化容器を受領しました。

販売業者名

種 別 等

購 入 価 格 円

購入者 住所

氏名

印

第7章 業務（南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱）

---

様式第4号（第7条第3項関係）

委 任 状

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

委任者 住所  
氏名 印

私は、下記の者に、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱に基づく、補助金の交付請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者 住 所  
販売業者名  
代表者氏名 印

様式第5号（第8条関係）

請 求 書

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

請求者 住 所  
 販売業者名  
 代表者氏名 印

当社は、南空知公衆衛生組合生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱第8条に基づき、別紙の補助金交付対象者から補助金の交付請求及び受領に関する委任を受けましたので、次のとおり請求いたします。

1 請求額 一金 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付対象者一覧表（様式第6号）
- (2) 受領書（様式第3号）
- (3) 委任状（様式第4号）

振込先

金融機関名		銀行 信用金庫	
口座種別		当座 普通	口座番号
口座 名義 人	住所		
	氏名		



様式第6号（第8条関係）

補助金交付対象者一覧表

- 種 別 等  生ごみ堆肥化容器  
 電動生ごみ処理機

登録販売業者名

受付番号	住所	氏名	備考



○南空知公衆衛生組合ごみ処理施設設置等に関する条例

〔昭和44年10月1日  
条例第4号〕

改正 平成9年3月3日条例第1号 平成10年2月27日条例第1号

（施設の設置）

**第1条** 南空知公衆衛生組合区域内のごみを衛生的に処理するため、ごみ処理施設を設置する。

（施設の名称及び位置）

**第2条** 前条に基づき設置するごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
馬追清掃センター	長沼町東5線北8番地
馬追クリーンセンター	長沼町東5線北8番地
一般廃棄物最終処分場	南幌町南10線西10番地

（規則への委任）

**第3条** 施設の運営及び管理について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月3日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日より施行する。